

意見書

平成 16 年 11 月 26 日

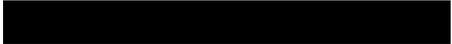
総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

ゆうびんばんごう
郵便番号 103 - 0015

とうきょうとちゅうおうくにはんばいはこぎきちょう
東京都中央区日本橋箱崎町 24 - 1

そふとばんくびーびーかぶしかいしゃ
ソフトバンクBB 株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

メールアドレス：


「電波利用料の料額算定に関する具体化方針(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙1

意見書（要旨）

1. 電波利用社会発展のために戦略的に取り組むべき施策(方針案中「a 群」)は、一般財源で対応すべきである。
 - ・ 電波利用料は、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要す費用として電波法103条2項で整理されており、特定財源であった。
 - ・ 特定財源の電波利用料を一般財源の用途に拡大する事には賛成できない。
2. 電波監視や無線局データベースの運用費用などの恒常的な業務(方針案中「b 群」)の効率化の促進及び算定に経済的概念の導入をすべきである。
 - ・ 共益事務等の一層の効率化を図り徴収額を削減する努力をすべきである。
 - ・ b群の算定においては経済的概念を導入することを前回の意見書においても弊社は要望しているが、この点について変更をすべきである。
3. 逼迫帯域の負担額の配分における区分は議論が十分でない。
 - ・ 徴収総額の配分比率を、技術的な特性を考慮し、3:1とすることが適当とあるが、この点については十分な議論をした上で、導入すべきであり時期尚早である。
 - ・ 3GHz以下の区分も見直し、細分化することも視野に入れ十分な議論をした上で導入することを希望する。

以上

「電波利用料の料額算定に関する具体化方針(案)」に関する意見書

1. 電波利用社会発展のために戦略的に取り組むべき施策(方針案中「a 群」)は、一般財源で対応すべきである。

電波利用料は、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用として電波法103条2項で整理されており、特定財源であった。しかし最終報告書においては、この用途を拡大し、一般財源として賄うべき社会全体のための基礎研究費もこの電波利用料で賄うこととしている。特定財源の電波利用料を一般財源の用途に拡大する事には賛成できない。従って、「a 群」の電波利用社会発展のために戦略的に取り組むべき施策は一般財源で対応すべきである。但し、無線設備の技術基準を定めるために行う試験及び分析については従来通り、電波利用料で賄うべきである。

2. 電波監視や無線局データベースの運用費用などの恒常的な業務(方針案中「b 群」)の効率化の促進及び算定に経済的概念の導入をすべきである。

当初の電波利用料の導入目的は、電波の監視並びに不法に開設された無線局の探査、総合無線局管理ファイルの作成及び管理、無線設備の技術基準を定めるために行う試験及び分析、特定周波数変更対策業務の4事案に限っており、このために電波利用料を徴収することには賛成できるが、共益事務等の一層の効率化を図り徴収額を削減する努力をすべきである。また、b群の算定においては経済的概念を導入することを前回の意見書においても弊社は要望しているが、この点について変更をすべきである。

引用:前回の意見書(平成16年8月24日)「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」について 4. 電波利用料の算定においては、電波の経済的価値の観点から量的要素、需要の程度を勘案するべきである。

電波利用共益費用を、原則、無線局数で均等負担する現行の電波利用料算定の方式では、携帯電話の場合、一定の帯域幅の中でハーフレート化、マイクロセル化等によって電波の有効利用に務め、収容無線局数を増加させても、電波利用料の支払額が増加し、電波の有効利用のインセンティブが働いていない状況である。この欠点を補うために電波の量的要素、需要の程度を勘案して算定する方式に変更することを希望する。

固定資産税が土地の評価額に課税されるのと同様に、電波の希少性が強い地域や

周波数帯域(逼迫地域・逼迫帯域)では電波の価値が一定ではないので、電波の経済価値を勘案した算定方式を段階的に導入する必要がある。(引用終り)

3. 逼迫帯域の負担額の配分における区分は議論が十分でない。

当該方針(案)によれば、逼迫帯域について、電波の利用状況から6GHz以下の帯域を逼迫帯域と観念し、さらに、“より使い勝手のよい帯域”であるとして3GHz以下の帯域及び3～6GHzの帯域を区分した上で、徴収総額の配分比率を、技術的な特性を考慮し、3:1とすることが適当とあるが、この点については十分な議論をした上で、導入すべきであり時期尚早である。意見書のみで決めるのではなく研究会等の場を設け、3GHz以下の区分も見直し、細分化することも視野に入れ十分な議論をした上で導入することを希望する。

以上